

健康保険組合の組織体系

健康保険組合は、健康保険法に基づき企業が単独もしくは同種同業の企業などが集まって設立する、厚生労働省管轄の**企業とは独立した公法人**です。健康保険組合ごとに独自の運営を行うことができます。

